甲州市国民保護計画による武力攻撃等の甲州市議会における対応要領 平成29年5月17日制定 令和2年2月4日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、甲州市において国民保護計画による武力攻撃等の事態が予測 又は発生したときに、甲州市議会が甲州市(以下「市」という。)と連携し、 武力攻撃等の対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を 図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対策部の設置)

第2条 甲州市議会議長(以下「議長」という。)は、武力攻撃等の事態が認定され、市対策本部が設置された場合は、甲州市議会内に甲州市議会対策部(以下 「対

策部」という。)を設置する。

(対策部の構成)

- 第3条 対策部は、対策部長、副対策部長、対策部役員及び対策部員をもって構成する。
- 2 対策部長は、議長をもって充て、対策部の事務を総括し、対策部員を指揮監督する。
- 3 副対策部長は、副議長をもって充て、対策部長を補佐し、対策部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 対策部役員は、総務文教常任委員会、厚生経済常任委員会、議会運営委員会及び議会広報編集委員会の委員長をもって充てる。
- 5 対策部員は、対策部長、副対策部長及び対策部役員を除く全ての議員をもって 充てる。

(対策部の任務)

- 第4条 対策部は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
 - (2) 市対策本部から武力攻撃等の情報(以下、「情報」という。)の報告を受け、各議員に当該情報の提供を行うこと。
 - (3) 情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
 - (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
 - (5) 必要に応じて国・県等への要望を行うこと。
 - (6) その他対策部長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

- 第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を対策部に報告し、連絡体制を確立すること。
 - (2) 対策部より情報の提供を受けること。
 - (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて対策部へ報告すること。
 - (4) 各地域における活動に協力すること。
 - (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(事態認定前の参集)

第6条 対策部長、副対策部長、対策部役員及び対策部員は、武力攻撃等の事態により、市域において大規模な被害が発生すると思料するときは、対策部長が別に定める基準に従い、甲州市議会(対策部長が指定する場所)に参集するものとする。

(議会事務局の対応)

- 第7条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事務局長は、市の設置する緊急事態連絡室から、又は市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、対策部へ情報提供を行う。
 - (2) 事務局職員は、対策部の業務に従事する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、対策部長が別に定めるものと する。

附則

この要領は、平成29年5月17日から施行する。

武力攻撃等の事態が予測又は発生時の甲州市議会議員の参集基準

1. 初動時の参集基準

「甲州市国民保護計画による武力攻撃等の甲州市議会における対応要領」第6 条の規定による参集基準は、次の通りとする。

1 武力攻擊事態

- (1)地上部隊と航空機による着上陸攻撃
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃 (通常弾頭、核弾頭、生物剤弾頭、化学物質弾頭)
- (4) 航空機による攻撃
- 2 緊急対処事態
- (1) 危険性がある物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- (2) 多数が集まる施設及び輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- ①大規模集客施設、駅
- ②鉄道の爆破等
- (3) 多数を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ①放射性物質を混入した爆弾等
- ②炭そ菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ③サリン等の大量散布
- ④水源地に対する毒素等の混入

市の配備種別(状況等)	参集する者	参集場所
市が緊急事態連絡室を設	対策部長、副対策部長、対策部役	甲州市議会
置したとき	員	(指定場所)
市が対策本部を設置した	対策部長、副対策部長、対策部役	
とき	員	
	(市議会対策部を設置)	
対策部長から指示があっ	対策部員	
たとき	(全議員が市議会対策部に参集)	

2. 参集時の服装・携行品

作業服、帽子、長靴とし、必要に応じて法被、雨具、手袋、懐中電灯、筆記用 具、個人用の食料や飲料水等を携行する。